

○鳥取大学大学会館使用規程

平成23年12月28日
鳥取大学規則第98号

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学会館(以下「会館」という。)の使用については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

一 開館時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日 午前9時から午後8時まで

イ 日曜日 午前10時から午後5時まで

二 休館日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事(教育担当)(以下「理事」という。)が必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用手続)

第3条 会館の各集会室及び和室を使用しようとする者は、あらかじめ所定の使用願を提出し、理事の許可を受けなければならない。

2 前項の使用願の変更又は取消しをするときは、速やかに申し出るものとする。

(遵守事項)

第4条 会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

一 清潔・整頓に留意し、施設・設備を移動・改変しないこと。

二 火気の使用については、理事の許可を受けること。

三 使用願に記載した目的以外に使用しないこと。

(使用料の徴収)

第5条 会館の利用者が、参加者から収益を目的として入場料等を徴収するときは、鳥取大学固定資産等の短期貸付に関する取扱細則(平成19年鳥取大学規則第94号)に規定する使用料を徴収するものとする。

(損害の賠償)

第6条 会館の利用者が、故意又は重大な過失により建物若しくは設備・備品その他を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

2 鳥取大学大学会館使用規則(昭和51年鳥取大学規則第29号)は、廃止する。